工事名称

○ フレックス工期契約制度

○ 適用する　工事の着手期限日　令和○年○月○日　　工事の終期日　令和○年○月○日　　○ 適用しない

留意事項

・受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後７日以内に工事着手日通知書（第１号様式）を発注者に届け出なければならない。

・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。

・工事着手までの間は、工事の施工（現場事務所の設置、資機材等の発注及び工場製作を含む）を行ってはならない。

・前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。

・工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。（工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。）

○ 猛暑による作業不能日数

○ 本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

ⅰ）作業不能日数：◆日間（工期の始期は令和◆年◆月◆日【着手期限】で算定）

ⅱ）上記ⅰ）は、環境省が公表する関東地方_千葉県_◆◆地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（2020年～2024年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から１７時の間にWBGT値が３１以上となった時間を算定し、日数に換算したもの５年分を平均したもの。

ⅲ）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方_千葉県_◆◆地点におけるWBGT値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））がⅰ）の日数から著しく奉離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

Ⅰ. 工事概要

1. 工事場所　　南房総市平久里中1350番地1

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積（m2）	消防法施行令別表第一	施設の分類	備考
富山平群コミュニティセンター						

3. 工事種目（●印の付いたものを適用する。）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別 集会施設						屋外
● 空気調和設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 換気設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 排煙設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 自動制御設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 衛生器具設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 給水設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 排水設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 給湯設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 消火設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 厨房設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ ガス設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 排水処理設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 雨水利用設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 撤去工事	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○

4. 指定部分　○ 無　○ 有　対象部分（　　）

指定部分工期　令和　年　月　日

5. 設備概要（●印の付いたものを適用する。）

方式及び種類	設備概要
● 空調方式	● 空冷ヒートポンプパッケージ型空調機
○ 主要熱源機器	○
○ 自動制御方式	○ 電気式　○ 電子式　○ デジタル式
○ 給水方式	○ 高置タンク方式　○ ポンプ直送方式　○ 水道直結方式
○ 排水方式	建物内の汚水と雑排水（　○ 合流式　○ 分流式　） ポンプ排水　○ 有（　○ 汚物　○ 雑排水　○ 湧水　）　○ 無 建物外放流先　(1) 汚水　○ 直放流下水管　○ (2) 雑排水　○ 直放流下水管　○
○ 消火設備の種類	○ 屋内消火栓設備　○ スプリンクラー設備　○ 泡消火設備 ○ 連結散水設備　○ 連結送水管　○ 不活性ガス消火設備（　○　）

Ⅱ. 工事仕様

1. 共通仕様

(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記仕様書等のうち、●印の付いたものを適用する。

● 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和 7 年版）（以下「標準仕様書」という。）

● 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和 7 年版）（以下「改修標準仕様書」という。）

● 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和 7 年版）（以下「標準図」という。）

(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。

なお、電気設備工事の特記仕様書は（　/　）図、建築工事の特記仕様書は（　/　）図による。

2. 提出様式

本工事で用いる提出書類の様式は、県発注・営繕工事関連提出書類一覧（下記URL）によるほか、監督職員の指示による。

https://www.pref.chiba.lg.jp/eizen/jigyousha/kenchiku/teishutsu.html

3. 特記仕様

章、項目及び特記事項共に、●印の付いたものを適用し、○印のものは適用しない。

章	項目	特記事項
●一般共通事項	● 材料・機材の品質等	(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 別表－１に機材等名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ②生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制が整えられていること。なお、システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。
	● 環境への配慮	(1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく特定調達物品等に関する判断の基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」による。 (2) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材（材料および機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。」）に留意すること。 (3) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (4) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは、次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

章	項目	特記事項
○	室内空気中の化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン（用途が学校の場合は、パラジクロロベンゼンを含む）の濃度を測定し、監督職員に報告すること。 測定はパッシブ型採集機器により行う。 測定時期　○ 工事着手前　○ 施工終了時 測定対象室　○ 図示　○（　　） 測定箇所数　○ 図示　○（　　）
○	電気保安技術者	本工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第三条に定める工事管理者（　　）の任命する監督職員の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。
○	技能士の適用	○ 配管施工（配管工事）　○ 建築板金施工（ダクト製作及び取付け） ○ 熱絶縁施工（保温工事）　○ 冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の据付）
○	監督職員事務所	○ 設けない　○ 設ける
●	工事用電力・水・その他	○ 本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続等の費用はすべて受注者の負担とする。 工事用水　構内の施設　○ 利用できない　● 利用できる（　● 有償　○ 無償　） 工事電力　構内の施設　○ 利用できない　● 利用できる（　● 有償　○ 無償　）
●	工事用仮設物	構内につくることが　● できる　○ できない
●	足場その他	○ 別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。 （○ 建築工事　○ 電気設備工事　で設置する。） ● 本工事で設置とする。 「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」における２の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行う。 ○ 内部足場　（　○　種　○　種　○　種　） ○ 外部足場　（　○　種　○　種　○　種　○　種　）
●	建設副産物の処理等	1 共通事項 1)「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」により作成し、施工計画書に含め各１部提出すること。 また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。 ◎作成対象工事 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額額 100 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。 2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を１部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、１部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。 3)建設副産物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票の写しを提示すること。 また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。 2 建設発生土 1)指定(A)（工事間利用）の場合 本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア　搬出先（相手先工事名、場所等）　工事　市　町地先 イ　土質及び処理量　第　種建設発生土　m3 ウ　搬出時期　年　月　～　年　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。 2)指定(A)（その他）の場合 建設発生土（　m3）は、　地先に搬出するものとする。 なお、詳細については監督職員の指示によるものとすること。 3)指定(B)の場合 建設発生土（　m3）は、片道運搬距離　kmに搬出するものとする。 3 路盤廃材 本工事により発生する 路盤廃材（　t）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの　に運搬し、処理するものとする。 4 建設廃棄物 本工事により発生する 1)アスコン塊（　t）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※ 中間処理場　・ 最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 2)コンクリート塊（　t）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※ 中間処理場　・ 最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 3)建設発生木材（　t）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※ 中間処理場　・ 最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 4)建設汚泥（　t）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※ 中間処理場　・ 最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 5)ガラスくず及び陶器くず（　m3）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※ 中間処理場　・ 最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 6)金属くず（　m3）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※ 中間処理場　・ 最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 7)廃プラスチック（　m3）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※ 中間処理場　・ 最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 8)混合廃棄物（　m3）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※ 中間処理場　・ 最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。 工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 5 再生処理土 1)指定(A)（工事間利用）の場合 本工事により再生処理した処理土のうち、下記に示す処理土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア　搬出先（相手先工事名、場所等）　工事　市　町地先 イ　土質及び処理量　第　種建設発生土　m3 ウ　搬出時期　年　月　～　年　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。また、建設汚泥の再生利用に当たっては、平成18年6月12日付国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等に基づき、適正に処理すること。 留意事項 1 利用先の確保 建設発生土情報交換システム（コブリス・プラス）を活用して、建設発生土と同様、積極的に工事間利用により利用先の確保に努める。 2 中間処理施設の選定 中間処理施設の選定に当たっては、利用先の品質要件にあう発生処理土を確保するため、他の残土と混ざらないようにいかに再生処理できるかが大きな要素となる。このため、経済性を含めて、総合的に判断する必要がある。 また、リサイクル原則化ルールに基づき、建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）の登録処理業者を活用して、50km範囲で検索する。 3 品質・安全性の確保 処理土の品質・安全性を確認するため、土質試験、土壌分析試験などを行う。 4 一時保管 利用先との工程調整のため一時保管する場合には廃棄物処理法等の手続きが必要となるので注意する。

章	項目	特記事項
○	建設発生土の処理	○ 埋め戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。 ○
○	埋め戻し土・盛土	○ 根切り土の中の良質土　○ 山砂の類
○	引渡しを要するもの	○ 下表による

名称	仕様等	備考

章	項目	特記事項
●	工事写真	国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領（令和 5 年版）」による。
●	デジタル工事写真の小黒板情報電子化	デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。 対象工事では、以下の（1）から（4）の全てを実施することとする。 (1) 対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降「使用機器」と称する）については、営繕工事写真撮影要領2.(3)に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に本工事での使用機器について提示するものとする。 なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 (2) デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入 受注者は、（1）の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事撮影要領2.(3)撮影方法」による。 ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 (3) 小黒板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、（2）に示す小黒板情報の電子的記入については、同要領４．で規定されている写真編集には該当しない。 (4) 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、（2）に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
●	設計図CADデータ	・設計図CADデータ　：　● 貸与する　○ 貸与しない 貸与する設計図CADデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。
○	電子納品	1 本工事は、電子納品の対象工事である。 電子納品は、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】令和４年１月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて行う。 2 工事完成検査時には、（公財）千葉県建設技術センター（以下、センターという。）から発行される「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」を、携行すること。 3 工事完成検査後は、速やかに電子媒体の１部と「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」をセンターに送付すること。その後、センターから発行される「千葉県電子媒体（副本）受領書」を監督職員に提出すること。なお、電子成果品は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合は、受注者は修正作業を行わなければならない。 4「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。
●	完成時の提出図書等	工事完成時の提出図書等は以下のものとする。

提出図書等	仕様		部数
● 完成図面	○ 図面（A1版）折りたたみ製本 ○ 図面（A1版）見開き製本	サイズ　● A4版　○ 版	● 1部 ○ 部
● 工事関係図書	本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの		● 1部 ○ 部
● 完成写真	○ キャビネ版 ○	撮影箇所　○ 箇所　○ 箇所	● 1部 ○ 部
● 保全に関する資料	○ 建築物等の利用に関する説明書 ○ 機器性能試験成績書 ○ 総合試運転調整報告書 建築物等の利用に関する説明書は「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」に基づき作成すること。	○ 機器取扱い説明書 ○ 官公署届出書類	● 2部 ○ 部
○ 電子成果品	電子納品による		○ 2部 ○ 部

章	項目	特記事項
○	運転操作説明板	系統図、機器等の取り扱い方及び重要な定期点検項目を記載したアクリル樹脂製の板を機械室に設ける。 説明板の大きさは約＿＿m2とする。
●	機材の承諾図	機械設備工事機材承諾図様式集（令和 7 年版）によるほか、監督職員との協議による。
●	総合試運転調整	● 本工事　○ 別途 調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。） ○ 風量調整　○ 水量調整　○ 室内外空気の温湿度の測定　○ 騒音の測定 ○ 室内気流及びじんあいの測定　○ 飲料水の水質の測定　○ 雑用水の水質の測定
○	電動機	換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。
●	容量等の表示	施工可能期間 1)機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 2)電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。
●	耐震措置	耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針2014年版（独立行政法人建築研究所監修）による。 (1) 機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	● 特定の施設 重要機器	● 特定の施設 一般機器	○ 一般の施設 重要機器	○ 一般の施設 一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。

・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの

・水槽類にはオイルタンクを含む。

・重要機器は次のものを示す。

○ 給水機器（　　）

○ 排水機器（　　）

○ 換気機器　● 空調機器　○ 熱源機器　○ 防災設備

○ 監視制御設備　○ 危険物貯蔵装置　○ 火を使用する設備　○ 避難経路上に設置する機器

(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の１／２とする。

章	項目	特記事項
○	適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○ 風圧力　風速（Vo＝　m/s） 地表面粗度区分　（ ○Ⅰ　○Ⅱ　○Ⅲ　○Ⅳ ） ○ 積雪荷重　建設省告示第1455号における区域　別表（　）
○	配管	(1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。 ○ 呼び径６０Ｓｕ以下（　ＳＡＳ３２２を満足した継手。　） ○ 呼び径７５Ｓｕ以上（　　） (2) 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）による。 ○（ａ）　○（ｂ）　○（ｃ）　○（ｄ）　○（ｅ） (3) 溶接部の非破壊検査　○ 不要　○ 要 （抜取率 ○ 標準仕様書（機械設備工事編）による。　○　％ ）
○	絶縁継手	「機器と配管接続部」取り付け箇所は図示による。
○	地中埋設標等	(1) 地中埋設標　○ 要（図示による。）　○ 不要 (2) 埋設表示用テープ　○ 要（排水管を除く）　○ 不要
●	保温	● 別表－２　保温工事仕様による。 ○ 屋外露出部（　○ 下記の機器類 ○ 給水管 ○ 消火管 ○ 膨張管 ○ ドレン管（配管類には弁類を含む））は ○ 防凍保温　○ 凍結防止ヒーター）を行う。 （対象機器：　　） 防凍保温は、厚さを配管の呼び径25以下は50mm、呼び径32以上は40mmとし、保温を施す。 凍結防止ヒーターは、自己サーモ式とし、保温を施すものとする。 ○ 共同溝、トレンチの保温は（標準仕様書第２編の施工箇所　　）を適用する。 ○ 多湿箇所は下記の場所とする。（天井内共多湿箇所とする。） （○ 浴室（ユニットは除く）　○ 脱衣室　○　　○　　） ○ 屋内露出　（ ○ 実験室　○　　）の保温外装は（ ○ ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ　○　　）とする。 ○ 合成樹脂製カバーは下記による。 ○ １シートタイプ　○ ２ジャケットタイプ　○ ３保温化粧カバータイプ
○	塗装、仕上げ	露出機材の塗装仕上げは下記による。 ○ 屋外　○ ドレン管　（○ 指定色塗装　○　　） ○ 金属電線管　（○ 溶融亜鉛メッキ仕上げ［付着量300g/㎡以上］○ 指定色塗装　） ○ 屋内　○　（○ 指定色塗装　○　　）
○	はつり	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターを用いる。
○	電線類	電線及びケーブルの規格は標準仕様書第４編 1.5.1 表 4.1.11 による。
○	天井仕上区分	（　　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
●	吊り及び支持金物	（ ○ 槽内　○　　）の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製（SUS304）とする。
○	施工調査	○ 下記によるほか、改修標準仕様書第１編1.5.1及び1.5.2による。 調査項目　○ 調査範囲　○ 図示　○ 調査方法　○ 図示　○ ○ はつり及び穿孔作業を行う場合、事前に走査式埋設物調査を行い報告すること。 ○ 石綿含有分析調査　○
○	試験	既設配管を含む部分の試験　○ 要（方法及び圧力：　　）　○ 不要
○	既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。
○	他工事との取り合い	別表－３　工事区分表による。
●	環境対策	建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型の建設機械を使用すること。
●	工事現場管理	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 (1) 不法・違反無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
●	過積載による違法運行の防止	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 (3) 過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。 (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 (6) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。
●	安全対策	受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。 また、発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。
●	保険	本工事については、工事目的物及び工事材料を次に示す内容で火災保険、組立保険その他の保険に附すること。 (1) 被保険者　発注者、受注者及びその全下請負人 (2) 保険金額　請負代金全額 (3) 保険期間　工事着手のときから工事引渡しまでの期間 なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。
●	施設点検	本工事完成（「工事目的物の引渡し」を行った日）後、１年目及び２年目に関係者（営繕課、工事監理事務所、施設管理者、受注者）による施設点検（不具合の有無を確認し、その処理について協議）を行うので、当課からの依頼により、施設点検に立会い協力するものとする。
●	工事実績情報の登録	本工事の最終請負代金（消費税込）が、500万円以上となる場合には、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続により登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。 (1) 工事受注時　契約締結後10日以内 (2) 登録内容の変更時　契約事項の確定日から10日以内 (3) 工事完成時　工事完成後10日以内
●	創意工夫等の実施	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
●	官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署などへの必要な手続等は受注者が代行し、遅滞なく行う。
●	施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
○	中間検査	1 通常工事時 中間検査を実施する　（　回数　回　、　実施時期　　） 中間検査の範囲　（　　） 2 低入札価格調査制度調査対象工事時 千葉県建設工事検査要綱（検査の区分を規定）および中間検査実施細則（中間検査実施区分を規定）の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 (1) 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ケ月に1回、隔月ごと、及び主要工種を考慮し施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。 なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。 (2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象とはしない。
○	条件明示項目	○ 施工可能期間 月　日～　月　日　（期間中も行事等により、短期の施工不能日あり） ○ 改修工事の部分使用 月　日までに下記部分について、部分使用するので協力すること。 部分使用箇所　（　　）
○	ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することとする。 1）受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 2）受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

工事名	富山平群コミュニティセンター空調設備改修工事		01 / M
図名	機械設備工事特記仕様書（１）　R7.11	製図年月日	・・

章	項目	特記事項
●空気調和設備	○設計用温湿度	○下表による。　○（　　）の温度条件による。 外気：夏期 温度(DB) ℃ 湿度(RH) %；冬期 温度(DB) ℃ 湿度(RH) % 屋内（調整目標）一般系統：夏期 温度(DB) ℃ 湿度(RH) %；冬期 温度(DB) ℃ 湿度(RH) %
	○鋼板製煙道	伸縮継手、排除口及びばいじん量測定口の位置は図示による。 鋼板厚　（　○3.2mm　○4.5mm　）
	○ダクト	○低圧ダクト　（　○コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分） ○アングルフランジ工法　○スパイラルダクト　　）　とする。 ○高圧1ダクトの適用範囲は図示による。 ○ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。
	○風量測定口	取り付け箇所は図示による。
	○チャンバー	(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには点検口を設け、点検口の大きさは図示による。 (3) ガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。
	○ダンパー	(1) 防煙ダンパー　復帰方式（○遠隔　○　　）定格入力はDC24V、0.7A以下とする。 (2) ピストンダンパー　復帰方式（○遠隔　○　　）
	●配管材料	(1) 冷温水管　○ (2) 冷却水管　○ (3) 油　管　○ (4) 蒸気管　給気管　○ 還　管　○ (5) 高温水管　○ (6) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管 (7) ドレン管　○ (8) 冷媒管　○
	○弁　類	JIS又は JV　（○5K　○10K（図示部分））
	○温度計	取付け箇所は図示による。
	○圧力計	取付け箇所は図示による。
	○瞬間流量計	取付け箇所は図示による。 なお、瞬間流量計（○固定型　○着脱型）はピトー管方式とし、止水コック付とする。
	○油面制御装置	制御盤には、（○給油ポンプ制御　○漏油警報　○遠隔警報　○漏えい検知警報 ○返油ポンプ制御　○減油警報　○　　）の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管・配線は製造者の標準仕様とする。
	○絶縁継手	図示の位置に取付ける。
	●保温及び消音内貼り	○還りダクトの保温　範囲は（○図示による　○　　） ○外気ダクトの保温　範囲は（○図示による　○　　） ○膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第２編 3.1.4 の温水管の項による。 ○建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第２編 3.1.4 温水管の項による。(エア抜き弁以降の配管は、除く) ○空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第２編 3.1.5 の排水管の項による。 ●冷媒管の保温外装は別表－２による。
○換気設備	○ダクト	○低圧ダクト　（　○コーナーボルト工法（長辺の長さが 1500 mm以下の部分） ○アングルフランジ工法　○スパイラルダクト　）　とする。 ○高圧1ダクトの適用範囲は図示による。 ○ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。 ○厨房系統の長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書より1番手厚いものを使用する。
	○風量測定口	取付箇所は図示による。
	○ダンパー	空気調和設備の当該項目による。
	○排気ダクトのシール	○浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統　○厨房系統　○ 高圧2ダクトのシール　長方形ダクト　○N＋Aシール　○Bシール 円形ダクト　○A、Bシール　○Cシール
	○チャンバー	空気調和設備の当該項目による。
	○保温	○全熱交換ユニット用の外気取入れダクト （○保温範囲及び仕様は図示による。　○　　） ○全熱交換ユニット用の排気用ダクト （○保温範囲及び仕様は図示による。　○　　） ○（○厨房　○浴漕室　○　　）の隠ぺいダクト（仕様はh・(f)・DC）とし、範囲は図示による。
○排煙設備	○ダクト	○亜鉛鉄板　○普通鋼板（厚1.6mm）
	○排煙口の形式	○図示による。
	○排煙口手動開放装置（開放及び復帰方式）	○ワイヤー式　○電気式（遠隔操作　○要　○不要）
	○排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書(2023年版)（(一財)日本建築設備・昇降機センター)の排煙風量の検査方法に準ずる。
●自動制御設備	○中央監視制御装置	○有り（○新設　○既設）　●無し
	○システム構成・機能	図示による。
	○電気計装用配線	使用する電線及びケーブルは、原則としてＥＭ電線又はＥＭケーブルとする。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。
○衛生器具設備	○自動洗浄装置及びその組み込み小便器	洗浄水量は２Ｌ/回以下とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。 ○個別感知ﾌﾗｯｼｭ方式（一体型）　制御盤（　○要　○不要　）
	○洗面器	手洗器は止水栓付とする。
	○標記板	○要　材質（　○　　）　（○大便器　○小便器　）　○不要
	○自動水栓の電源供給方式	○ＡＣ電源　○自己発電　○
	○衛生器具ユニット	ユニットの配管材料は、図示による。
	○洋風便器	タンク式は６．５Ｌ/回以下とする。
	○浴室ユニット	仕様は別図による。

章	項目	特記事項
○給水設備	○配管材料	(1) 一般配管　○ (2) 地中埋設配管　○ (3) 水道直結配管　○引き込みは水道事業者の指定により、量水器以降の地中配管は、（　○　　）とし、他の部分は(1)による。
	○水栓	○台所流し用の水栓は泡沫とする。 ○水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。 （　○ただし、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。）
	○量水器	○親メーター（貸与品）　（○直読式　○パルス式） ○子メーター（買い取り）　（○直読式　○パルス式）
	○量水器桝	○水道事業者指定品（○貸与品　○買取り）　○標準図 MC 形
	○絶縁継手	図示の位置に取付ける。
	○弁類	JIS 又は JV　○水道直結部分（○10K　○　　） ○その他の部分（○5K　○　　）
		○ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
	○管の地中埋設深さ	○管の上端より原則として、一般敷地は（　　cm）構内道路は（　　cm）以上とする。
	○水栓柱	○合成樹脂製　○アルミニウム合金製　○人造石とぎ出し製　○ステンレス製
	○建物導入部配管	標準図（建物導入部の変位吸収配管要領）の（○(a)　○(b)　○(c)　○(d)　○(e)）による。
	○引込納付金等	○要（○別途工事　○本工事）　○不要
○排水設備	○配管材料	(1) 屋内　汚水管　○　○ 雑排水管　○　○ 通気管　○ ポンプアップ排水管　○ (2) 屋外　第一桝まで　○ 桝間　○ ○
	○洗面器等の排水管	洗面器に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップとする。 台所流し等の床上露出部分の配管は、ビニル管（RF-VP）でもよい。 大便器、小便器、洗面器及び掃除流しとの接続管は、ビニル管（RF-VP）でもよい。
	○満水試験継手	○標準仕様書第２編 2.4.8(5)による。　○図示の箇所に取り付ける。
	○インバート桝・ため桝	○プラスチック桝（　○標準図による。　○　　） ○コンクリート桝（　○標準図による。　○本図面の施工要領図による。　○　　） ○
	○放流納付金等	○要（○別途工事　○本工事）　○不要
○給湯設備	○配管材料	○
	○弁類	JIS 又は JV（○5K　○10K（図示部分）） ○ステンレス配管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。
	○保温	湯沸器の給排気筒（二重管）の隠ぺい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は標準仕様書第２編 3.1.5表 2.3.5のｈ・(イ)・DCとする。
○消火設備	○配管材料	(1) 屋内消火栓　一般　○ 地中　○ (2) 連結送水管　一般　○ 地中　○ (3)　○ ○
	○屋内消火栓種別	○易操作性１号消火栓　○２号消火栓　○広範囲型２号消火栓　○
	○屋内消火栓開閉弁	○１０ｋ
	○保温	屋外露出配管は標準仕様書第２編 3.1.5 e2・(ﾊ)・Wdによる保温を行う。
	○建物導入部配管	標準図(建物導入部の変位吸収配管要領)（　○(a)　○(b)　○(c)）による。
	○不活性ｶﾞｽ消火設備	別図による。
	○泡消火設備	別図による。
○厨房設備	○システム	○ドライシステム　○
	○厨房用熱源	図示による。
	○機器の機能等	図示による。
○ガス設備	○ガス種別	○都市ガス　（供給者名：　　発熱量　　MJ/m3 (N)） ○液化石油ガス
	○配管材料	○都市ガス　ガス事業者の供給規定による。 ○液化石油ガス　(1) 一般　○ (2) 地中　○
	○充てん容器	別途（○50kg　○　　○　　）×　本
	○集合装置	○標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）による　本組。
	○転倒防止等	○標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）（○(a)　○(b)）による。
	○メーター	○親メーター（貸与品）　（○直読式　○パルス式（パルス発信器は○買い取り）） ○子メーター（買い取り）（○直読式　○パルス式）
	○ガス漏れ警報器	○本工事（図示による）　○別途工事 外部警報端子（○無　○有）
	○漏洩検知装置	○要　○不要
	○電気防食	○要　○不要
	○引込負担金等	○要（○別途工事　○本工事）　○不要
	○バルク貯槽	○横型　○竪型　（液化石油ガス貯蔵能力　　ｋｇ）
○排水処理設備	○仕様等	別図による。
	○設備方式	○排水再利用　○浄化槽　○厨房除害
○雨水利用設備	○仕様等	別図による。

章	項目	特記事項
○撤去工事	●撤去内容	●図示による。 ○
	●保温材	保温材は、配管・ダクト等より分離する。
	○支持金物等	ダクト及び配管等の支持金物及び吊り金物は本工事にて撤去する。
	○石綿含有品	撤去方法　○図示による　○
	●発生材の処理	○金属類　（　○機器類　○ダクト　○配管　○その他金属類）の処理は（　○構外搬出適切処理　○　　）とする。 ○特別管理産業廃棄物　（　○　　○　　）の処理は（　○構外搬出適切処理　○別途　）とする。 ○石綿含有産業廃棄物　（　○配管用成形保温材　○フランジ用ガスケット　）の処理は（　○構外搬出適切処理　○別途　）とする。 ○上記以外のもの　（　○　　○　　）の処理は（　○構外搬出適切処理　○別途　）とする。
	●冷媒（フロン類）の回収	●建設リサイクル法における再資源化等を行なう特定建設資材の構外搬出処理を本工事とする。 ●本工事　○別途 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第３編２．４．３により、次の書類を監督職員に提出する。 ●フロン回収行程管理表の写し ○特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し
○その他	○上ガス対策	○なし ○あり（○自然換気口　○ガス抜き管　○強制換気装置　○ガス検知器 ○その他（　　）） ○施工にあたって、防災上必要な措置を講じること。

章	項目	特記事項

工事名	富山平野コミュニティセンター空調設備改修工事
図名	機械設備工事特記仕様書（２）　R7.11
製年月日	・・

02
M

別表－２

保温工事仕様

＊　適用する保温区分　（　● 印のついたものを適用し、○ 印のものは適用しない。）

区分	項目	施工箇所	保温材 GW	保温材 RW	保温材 PSF	保温仕様	外装材 ｽﾗｰ	外装材 SUS	外装材 AL
給排水衛生設備配管	給水管		○	○	○		—	—	—
給水管	排水管・通気管	屋内露出（一般居室、廊下）	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ）	—	—	—
排水管	給湯管		○	○	—	＋合成樹脂製カバー	—	—	—
（屋外露出、床下、	給水管		○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ）	—	—	—
機械室内は除く。）	排水管・通気管	機械室、書庫、倉庫	○	○	○	＋原紙＋アルミガラスクロス	—	—	—
（空調機等の排水	給湯管		○	○	—		—	—	—
管含む。）	給水管		○	○	○	アルミガラスクロス化粧保温筒	—	—	—
通気管	排水管・通気管	天井内、パイプシャフト内、	○	○	○	＋アルミガラスクロス粘着テープ	—	—	—
（屋外露出、床下、	給湯管	空隙壁中	○	○	—		—	—	—
機械室内は除く。）	給水管・消火管	屋外露出	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ）	○	○	○
（排水管の分岐点		浴室、厨房等の多湿箇所				＋ポリエチレンフィルム＋外装材			
より100mm以下	給湯管	（厨房の天井内は含まない）	○	○	—		○	○	○
の部分）	給水管		○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ）	—	—	—
消火管		暗渠内（ピット内含む）				＋ポリエチレンフィルム			
（屋外露出部分	給湯管		○	○	—	＋着色アルミガラスクロス	—	—	—
のみ）									
給湯管	保温厚	グラスウール保温筒（GW）				80A以下：20mm、100A～150A：25mm、200A以上：40mm			
（膨張管含む）		ロックウール保温筒（RW）							
		ポリスチレンフォーム保温筒（PSF）				80A以下：20mm、100A 以上：25mm			
給排水衛生設備機器		屋内	○	○	○	鋲（PSFの場合鋲又は接着剤）	○	—	—
鋼製タンク	鋼製タンク					＋保温板（厚さ25mm）			
排気筒		屋外	○	○	○	＋ポリスチレンフィルム＋鉄線＋外装材	—	○	—
貯湯タンク	貯湯タンク	屋内	○	○	—	鋲＋保温板（厚さ25mm）＋鉄線＋外装材	○	—	—
		屋外	○	○	—		—	○	—
	排気筒	隠ぺい箇所	—	○	—	保温帯（厚さ50mm）＋鉄線	—	—	—
						＋アルミガラスクロス＋金網			
空気調和設備配管	温水管		○	○	—		—	—	—
温水管	蒸気管	屋内露出（一般居室、廊下）	○	○	—	保温筒＋鉄線＋合成樹脂製カバー			
（膨張管含む）	温水管		○	○	—	保温筒＋鉄線＋原紙	—	—	—
	蒸気管	機械室、書庫、倉庫	○	○	—	＋アルミガラスクロス			
蒸気管	温水管	天井内、パイプシャフト内、	○	○	—	アルミガラスクロス化粧保温筒	—	—	—
（低圧（0.1MPa未	蒸気管	空隙壁中	○	○	—	＋アルミガラスクロス粘着テープ			
満）の蒸気）	温水管	屋外露出	○	○	—	保温筒＋鉄線	○	○	○
		（バルコニー、開放廊下含む）				＋ポリエチレンフィルム＋外装材			
	蒸気管	浴室、厨房等の多湿箇所	○	○	—		○	○	○
		（厨房の天井内は含まない）							
	温水管	暗渠内（ピット内含む）	○	○	—	保温筒＋鉄線＋ポリエチレンフィルム	—	—	—
	蒸気管		○	○	—	＋着色アルミガラスクロス			
	保温厚	グラスウール保温筒（GW）	温水管			80A以下：20mm、100A～150A：25mm、200A以上：40mm			
		ロックウール保温筒（RW）	蒸気管			25A以下：20mm、32A～50A：30mm、65A 以上：40mm			
冷水管	冷水管	屋内露出（一般居室、廊下）	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ）	—	—	—
冷温水管	冷温水管		○	○	○	＋ポリエチレンフィルム	—	—	—
（膨張管含む）	冷媒管		○	○	—	＋合成樹脂製カバー	—	—	—
冷媒管	ブライン管		—	—	○		—	—	—
ブライン管	冷水管	機械室、書庫、倉庫	○	○	○	保温筒＋鉄線＋ポリエチレンフィルム	—	—	—
	冷温水管		○	○	○	＋原紙＋アルミガラスクロス	—	—	—
	冷媒管		○	○	—		—	—	—
	ブライン管		—	—	○	保温筒＋粘着テープ	—	—	—
	冷水管		—	—	○	＋ポリエチレンフィルム	—	—	—
	（水温度2～4℃）					＋アルミガラスクロス			
	冷水管		○	○	○		—	—	—
	冷温水管	天井内、パイプシャフト内、	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ）	—	—	—
	冷媒管	空隙壁中	○	○	—	＋ポリエチレンフィルム	—	—	—
	ブライン管		—	—	○	＋アルミガラスクロス	—	—	—
	冷水管	天井内、パイプシャフト内	—	—	○		—	—	—
	（水温度2～4℃）								
	冷水管	屋外露出	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ）	○	○	○
	冷温水管	（バルコニー、開放廊下含む）	○	○	○	＋ポリエチレンフィルム＋外装材	○	○	○
	冷媒管	浴室、厨房等の多湿箇所	○	○	—		○	○	○
	ブライン管	（厨房の天井内は含まない）	—	—	○		○	○	○
	冷水管		○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ）	—	—	—
	冷温水管	暗渠内（ピット内含む）	○	○	○	＋ポリエチレンフィルム	—	—	—
	冷媒管		○	○	—	＋着色アルミガラスクロス	—	—	—
	ブライン管		—	—	○		—	—	—
	保温厚	グラスウール保温筒（GW）				25A以下：30mm、32A～200A：40mm、250A 以上：50mm			
		ロックウール保温筒（RW）							
		ポリスチレン	冷水管・冷温水管			25A以下：30mm、32A～200A：40mm、250A 以上：50mm			
		フォーム保温筒	冷水管（水温度2～4℃）			20A以下：30mm、25A～100A：40mm、125A 以上：50mm			
		（PSF）	ブライン管			25A以下：40mm、25A～ 80A：50mm、100A 以上：65mm			
	ガス管保温厚	20mm以上				排管保温厚　10mm以上			
冷媒管		屋内露出（一般居室、廊下）	○ 合成樹脂カバー			○ 保温化粧ケース（ ○ 製 ）			
（断熱材被覆銅管）	外装材	機械室、書庫、倉庫	○ 合成樹脂カバー			● 保温化粧ケース（ ○ 製 ）			
		屋外露出	○ ステンレス鋼板 ○						
			○ 保温化粧ケース（ ○ 樹脂製　○ 製 ）						
空気調和設備機器	冷温水ヘッダー	屋内	○	○	○	鋲（PSFの場合鋲又は接着剤）	○	—	—
冷温水ヘッダー	冷水ヘッダー					＋保温板（厚さ50mm）			
冷水ヘッダー	冷温水タンク	屋外	○	○	○	＋ポリスチレンフィルム＋鉄線＋外装材	—	○	—
冷温水タンク	冷水タンク								
冷水タンク	温水ヘッダー	屋内	○	○	—	鋲＋保温板（厚さ50mm）＋鉄線＋外装材	○	—	—
温水ヘッダー	蒸気ヘッダー								
蒸気ヘッダー	温水タンク	屋外	○	○	—		—	○	—
温水タンク	蒸気タンク								
蒸気タンク	温水ヘッダー	屋内	○	○	—	鋲＋保温板（厚さ25mm）＋鉄線＋外装材	○	—	—
温水タンク	温水タンク	屋外	○	○	—		—	○	—
熱交換器	熱交換器								
膨張タンク	膨張タンク	屋内	○	○	—	鋲＋保温板（厚さ25mm）＋鉄線＋外装材	○	—	—
		屋外	○	○	—		—	○	—
空気調和設備ダクト		屋内露出（一般居室、廊下）	○	○	—	鋲＋保温板（厚さ50mm）＋外装材	○	—	—
	長方形ダクト	機械室、書庫、倉庫、屋内	○	○	—	鋲＋アルミガラスクロス化粧保温板	—	—	—
	（全熱交換器用	隠ぺい、ダクトシャフト内				（厚さ25mm）＋アルミガラスクロス粘着			
	ダクトは、保温					テープ			
	厚25mmとする）	屋外露出				鋲＋保温板（厚さ50mm）			
		（バルコニー、開放廊下含む）	○	○	—	＋ポリスチレンフィルム＋鉄線＋外装材	○	○	○
		浴室、厨房等の多湿箇所							
		（厨房の天井内は含まない）							
		屋内露出（一般居室、廊下）	○	○	—	保温板（厚さ50mm）＋外装材	○	—	—
	スパイラルダクト	機械室、書庫、倉庫、屋内	○	○	—	アルミガラスクロス化粧保温板	—	—	—
	（全熱交換器用	隠ぺい、ダクトシャフト内				（厚さ25mm）＋アルミガラスクロス粘着			
	ダクトは、保温					テープ			
	厚25mmとする）	屋外露出				保温板（厚さ50mm）			
		（バルコニー、開放廊下含む）	○	○	—	＋ポリスチレンフィルム＋鉄線＋外装材	○	○	○
		浴室、厨房等の多湿箇所							
		（厨房の天井内は含まない）							
消音内張り		サプライチャンバー	○	○	—	鋲＋保温板（厚さ50mm）	—	—	—
						＋ガラスクロス＋銅きっ甲金網			
		消音チャンバー・消音エルボ	○	○	—	鋲＋保温板（厚さ25mm）＋ガラスクロス	—	—	—
排煙ダクト	長方形	屋内隠ぺい	○	○	—	鋲＋アルミガラスクロス化粧保温板	—	—	—
						（厚さ25mm）＋アルミガラスクロス粘着			
						テープ＋きっ甲金網			
	円形	屋内隠ぺい	○	○	—	アルミガラスクロス化粧保温帯（厚さ	—	—	—
						25mm）＋アルミガラスクロス粘着テープ			
						＋きっ甲金網			
煙道	長方形		—	○	—	ブランケット（厚さ75mm）＋鉄線＋外装材	○	○	—
	円形		—	○	—		○	○	—

※ 凡例　保温材　GW：グラスウール保温材　RW：ロックウール保温材　PSF：ポリスチレンホーム保温材

外装材　ｽﾗｰ：塗装亜鉛系めっき鋼板　SUS：ステンレス鋼板　AL：溶融アルミニウム－亜鉛鉄板

※ 不燃材以外の配管が建築基準法施行令第112条第20項に規定する準耐火構造等の防火区画を貫通する場合貫通部より 1m 以上はロックウール保温材を使用すること

※ 配管の保温は、継手及び弁類を含む。図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、標準仕様書による。

別表－３

工事区分表

工事内容			施工区分 建築	電気	機械	
開口部	はり、床、壁貫通部	鉄筋補強	⊙	•	•	•
		スリーブ、型枠	•	⊙	⊙	•
	埋込形（分電盤、端子盤、プルボックス）、風道	鉄筋補強	⊙	•	•	•
	埋込形消火栓ボックス、吹出口、吸込口、換気扇、大便器等	スリーブ、型枠	•	⊙	⊙	•
	軽量鉄骨下地天井、壁ボード類の切込み	補強とも	⊙	•	•	•
		補強のない場合	•	⊙	⊙	•
	スリーブ穴埋め、型枠穴埋め		⊙	⊙	⊙	•
	鉄骨、PC版等への穴開け、補強、スリーブ入れ（工場加工）		⊙	•	•	•
基礎	屋内　配電盤、制御盤、発電機、キュービクル	躯体と一体のもの	⊙	•	•	•
	受水槽、サービスタンク	上記以外	•	⊙	⊙	•
	屋外　配電盤、制御盤、キュービクル	鉄筋基礎	•	⊙	⊙	•
	受水槽、消火水槽	無筋基礎	•	•	•	•
	屋上　テレビアンテナ、避雷針	躯体と一体のもの	⊙	•	•	•
	高架水槽、クーリングタワー、消火栓補給水槽	上記以外	•	⊙	⊙	•
	架台、アンカーボルト		•	⊙	⊙	•
			•	•	•	•
点検口	床、天井、壁		⊙	•	•	•
	配線ピット、トレンチピット		•	•	•	•
			⊙	•	•	•
			•	•	•	•
			•	•	•	•
配管配線	機器付属の制御盤　（接地とも）	一次側	•	⊙	•	•
		二次側	⊙	⊙	⊙	•
	制御盤と動力盤の間　（接地とも）	電源供給	•	⊙	•	•
		操作　配管	•	•	•	•
		回路　配線（　）	•	•	•	•
	天井吊り形FCU及び全熱交換形換気扇　（接地とも）	電源供給	•	⊙	•	•
		操作　配管	•	•	•	•
		回路　配線（　）	•	•	•	•
	煙感知器から連動制御盤を経て防火ダンパーに至る配管配線		•	•	•	•
防油堤			⊙	•	•	•
インサート、吊りボルト			⊙	⊙	⊙	•
換気扇枠			•	•	•	•
外部取り付けガラリ（ダクト、チャンバー接続用フランジを含む）			⊙	•	•	•

別表－１

機材等	

冷媒配管支持要領

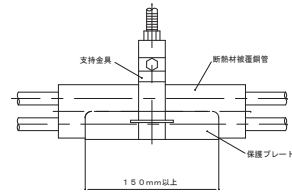

土間下配管詳細図

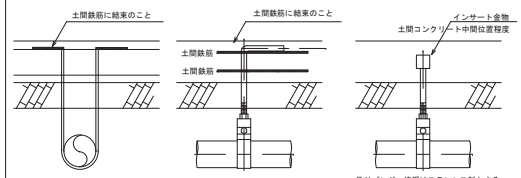

土間下地中配管は、9φ鉄筋（タールエポキシ塗り）にて、U字型支持のこと。
支持間隔は、仕様による。

吊りバンド、棒鋼はステンレス製とする。
棒鋼を土間鉄筋に結束する場合は、直接、接しないよう電蝕防止策を施すこと。
支持間隔は、仕様による。

吊りバンド、棒鋼はステンレス製とする。
棒鋼を土間鉄筋に仮止めする場合は、直接、接しないよう電蝕防止策を施すこと。
支持間隔は、仕様による。

インバート桝 施工要領図　S-1 ・ S-2

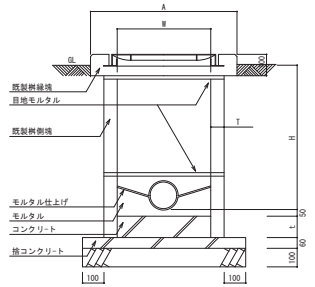

深さ ／ 寸法	H=600以下 S-1	H=600超 S-2
W	450×450	600×600
T	45	50
t	100	120
A	700	850

1. 蓋は鋳鉄製防臭蓋とする。（鎖付き、汚水マーク入り）
2. 既製桝側塊、縁塊は、すべて鋳筋入りとする。
3. 既製桝側塊、縁塊は、ズレを防止する構造とする。

ため桝 施工要領図　R-1 ・ R-2

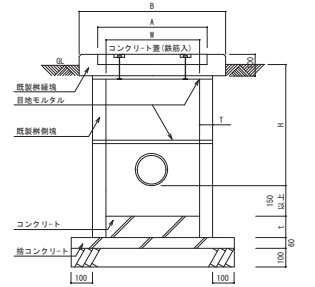

深さ ／ 寸法	H=600以下 R-1	H=600超 R-2
W	450×450	600×600
A	520×520	670×670
B	650×650	800×800
T	45	50
t	100	120

1. コンクリート蓋は、既製桝用とし、鉄筋入とする。
2. 既製桝側塊、縁塊は、すべて鋳筋入りとする。
3. 鋳鉄蓋を使用する場合は汚水桝に準ずる。

桝蓋仕様

名称	記号	実内径	受枠	安全荷重	備考
防臭中耐蓋	MHA-45	450φ	560	1500kg以上	
防臭中耐蓋	MHA-60	600φ	710	1500kg以上	
防臭重耐蓋	MHD-45	450φ	560	5000kg以上	
防臭重耐蓋	MHD-60	600φ	710	5000kg以上	

桝標準構成表

W	H	側塊 150H	側塊 300H	側塊 450H	側塊 600H	既製縁塊
450	250 ～ 400				1	1
450	400 ～ 550	1			1	1
450	560 ～ 700		1		1	1
450	710 ～ 850			1	1	1
600	530 ～ 680		1		1	1
600	690 ～ 830	1	1		1	1
600	840 ～ 980				2	1
600	990 ～ 1130	1			2	1
600	1140 ～ 1280		1		2	1
600	1290 ～ 1430	1	1		2	1

工事名	富山平野コミュニティセンター空調設備改修工事		
図名	機械設備工事特記仕様書（３）　R7.11	製図年月日	・ ・

03
M

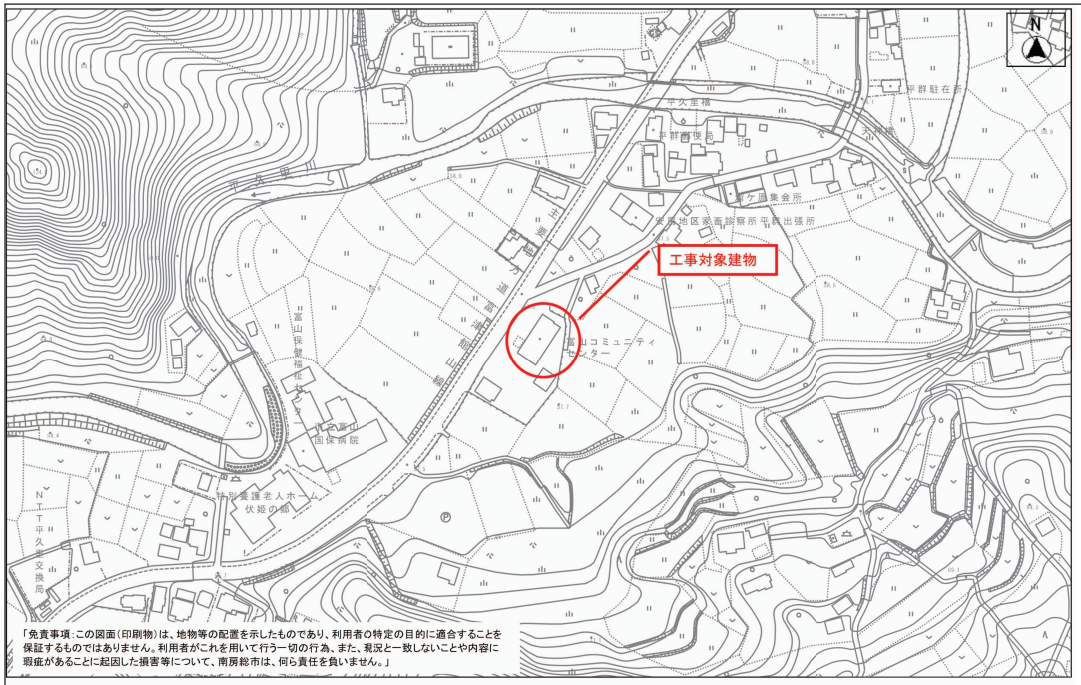

「免責事項：この図面（印刷物）は、地物等の配置を示したものであり、利用者の特定の目的に適合することを保証するものではありません。利用者がこれを用いて行う一切の行為、また、現況と一致しないことや内容に瑕疵があることに起因した損害等について、南房総市は、何ら責任を負いません。」

所属：財政課

縮尺 1：2500



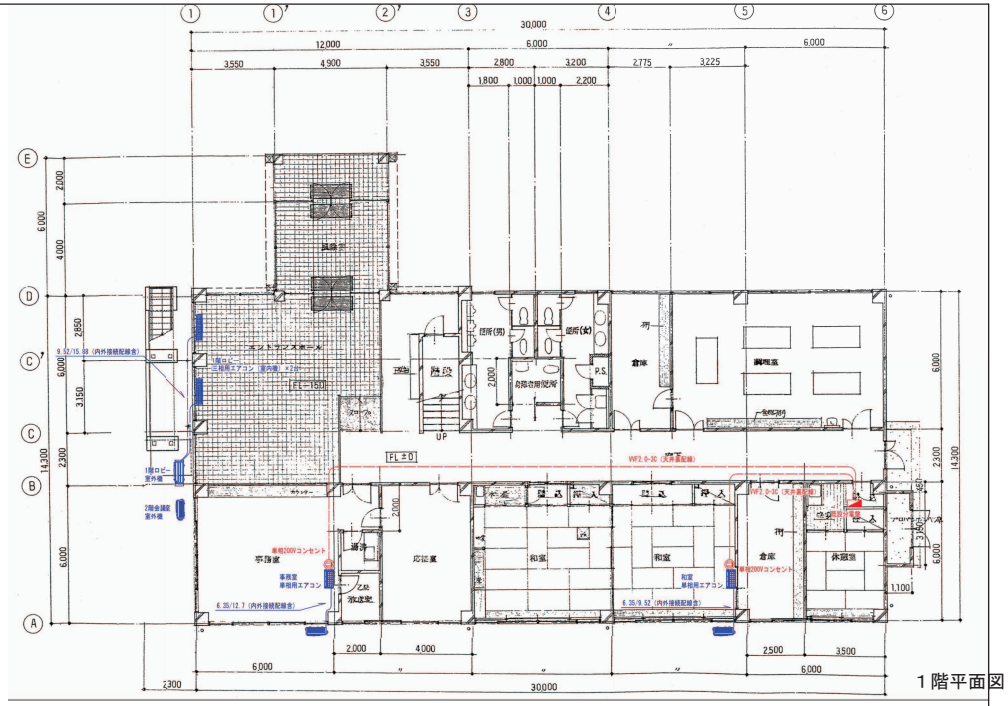

1階平面図

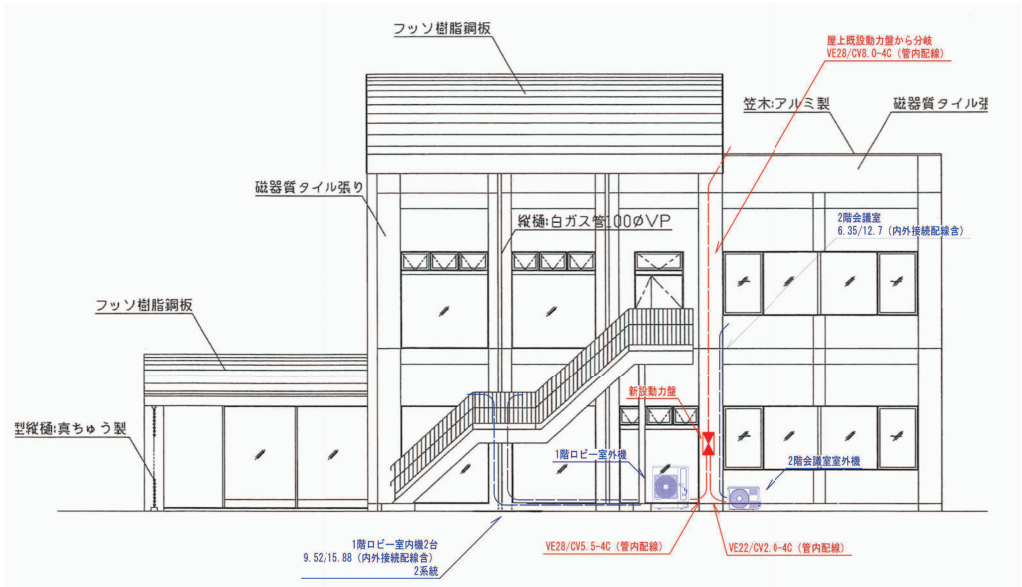

南側立面図

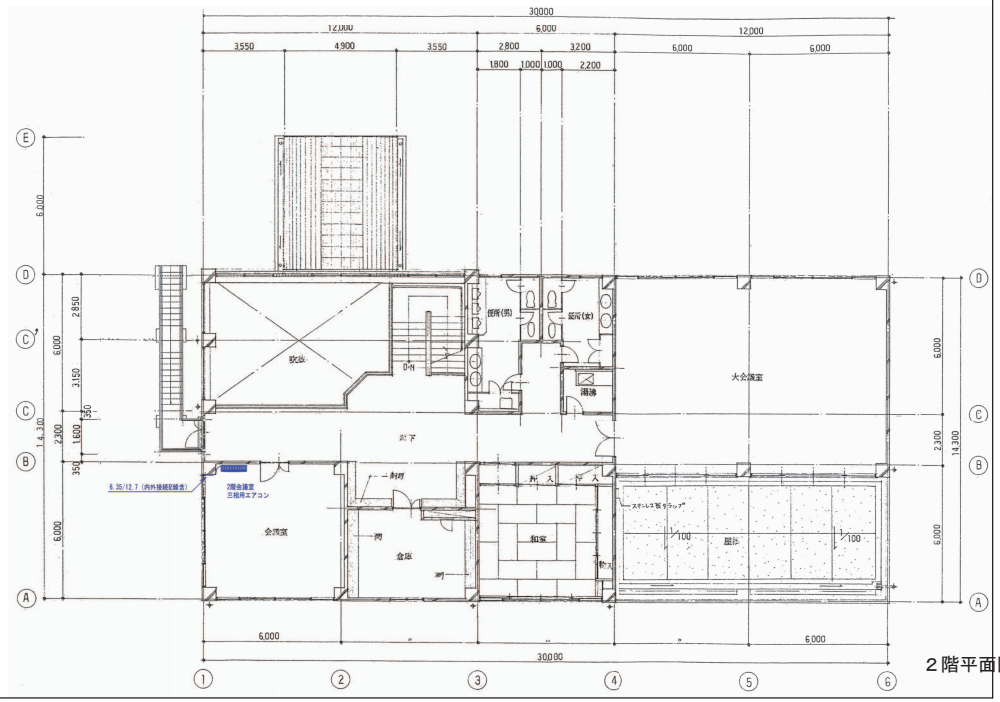

2階平面図

工事名	富山平群コミュニティセンター空調設備改修工事		04 M
図名	配置図・平面図・立面図	製図年月日	・・